



豚繁殖・呼吸器症候群ウイルス（PRRSV） ・サーコウイルス2型（PCV2）の混合感染症について

南九州や関東地方を中心に、豚繁殖・呼吸器症候群ウイルス（PRRSV）・サーコウイルス2型（PCV2）が大きく関与する混合感染症が、養豚場で大きな問題となっています。衛生対策の徹底を図り侵入防止に努めましょう。

1 症状

- ① 母豚では、流産や死産などの異常産が認められます。
- ② 肉豚では、50日～60日齢という子豚の段階で発育不良が認められます。
- ③ さらに、肺炎、腸炎等の様々な症状を示し、死亡する場合があります。
- ④ 発症した豚群では死亡率が20～40%といわれています。

2 予防対策

- ①飼養衛生管理基準を遵守した管理の徹底をお願いします。（裏面参照）
- ②豚の健康状態の観察徹底をお願いします。
- ③異常豚を発見した場合は、速やかに家畜保健衛生所へ連絡してください。

3 その他

生産者等の強い働きかけで、サーコウイルス2型(PCV-2)に対する不活化ワクチンが承認され、本年3月から販売が開始される予定ですが、当面の間、需要が供給に追いつかないことが予想されます。現時点で、異常の認められない農場では、侵入防止対策が最も重要です。もう一度、人、車両の出入り時の消毒の徹底、豚舎内の環境制御（保温、湿度の確保）、導入豚の隔離観察などの衛生対策を実施してください。

不明な点や、わからないことは家畜保健衛生所までお問い合わせください。

家畜の飼養衛生管理基準

- 1 畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行うとともに、家畜及び作業衣、作業靴等を清潔に保つこと。
- 2 畜舎に出入りする場合には、手指、作業衣、作業靴等について家畜の伝染性疾病の病原体がひろがるのを防止するために必要な消毒その他の措置をとること。
- 3 飼料及び水に家畜及びねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう努めること。
- 4 他の農場等から家畜を導入する場合には、当該家畜を導入することにより家畜の伝染性疾病の病原体がひろがるのを防止するため、当該家畜に異常がないことを確認するまでの間他の家畜と接触させないようにすること。
- 5 他の農場等に立ち入った者がみだりに畜舎に立ち入らないようにするとともに、他の農場等に立ち入った車両が農場に出入りする場合には、当該車両の消毒に努めること。
- 6 畜舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なく修繕を行うとともに、窓、出入口等の開口部にネットその他の設備を設けることにより、ねずみ、野鳥等の野生動物及びはえ、蚊等の害虫の侵入の防止に努め、必要に応じて駆除すること。
- 7 家畜を他の農場等に出荷する場合には、当該家畜が移動することにより家畜の伝染性疾病の病原体がひろがるのを防止するため、当該家畜の健康状態を確認すること。
- 8 家畜の異常をできるだけ早期に発見することができるよう、家畜の健康管理に努め、異常が認められた場合その他必要な場合には、獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。
- 9 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。
- 10 家畜の伝染性疾病の発生の予防に関する知識の習得に努めること。

勧告及び命令基準を守っていないと認められた場合は、衛生管理の方法を改善するよう指導、勧告します。また、最終的な改善命令に従わないときは、30万円以下の罰金。